中学校 技術・家庭科用

― 情報・消費生活編 ―



新・くらしのノート

豊中市

はじめに

「新・くらしのノート―情報・消費生活編―」は、一人ひとりが安心して快適な生活をおくるために必要な情報の一例を紹介しています。

インターネットなどの普及による情報化が進み、身の回りにあふれる情報を、自分自身で判断し、主体的に行動できる力を養うことが、必要となっています。

この「新・くらしのノート―情報・消費生活編―」は、消費者教育の副読本として新しい時代を担う中学生のみなさんのために作成しました。

作成にあたっては、技術・家庭科の先生方のご協力を得て、日常生活に関わりの深い消費生活問題を、取りあげています。

学校はもとよりご家庭でも広く活用し、よりよい生活をおくるために役立ててください。



くらしかんのキャラクター
「クラッピー」

目　　次

はじめに

契約について
- 契約とは…… 1
- 契約に関する法律…… 1
- さまざまな悪質商法…… 3
- 若者に多い契約トラブル…… 3
- 悪質商法への対処法…… 9
- クーリング・オフ制度…… 9

キャッシュレス決済について
- さまざまな支払方い法……11
- 主なカードの種類と機能……11
- クレジットカード決済とは……12
- スマホ決済とは……13

情報社会
- 情報社会と消費者……15
- ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）（ソーシャルサイト）…17

消費者の権利
- 消費者の権利……24
- 消費者の８つの権利・消費者の５つの責任……24
- 商品を選ぶときの注意点……25
- 製品事故とＰＬ法（製造物責任法）……26
- ＰＬ法による訴訟……26
- さまざまなマーク……27

持続可能な消費生活
- 「エシカル消費」ってなに？ ……28
- 世界みんなの共通目標「ＳＤＧｓ（エス・ディー・ジーズ）」との関係…28
- 持続可能な消費のために、わたしたちにできることって？……28

豊中市立生活情報センターくらしかん案内 …… 29

契約について

《契約とは》



「契約」という言葉を知っていますか？「本を買う」「バスに乗る」ということも契約です。私たちの日常生活の中でも、たくさんの契約が交わされています。

例えば「本を買う」場合、消費者（客）が「この本を買います」という申し込みをすると事業者（店）は「お売りします」という承諾（しょうだく）をします。このような互いの合意によってさまざまな場面で契約は成立しています。これを「売買（ばいばい）契約」といいます。

契約は法律で定められた約束ですので、契約をするとお互いに権利と義務が生じます。

消費者は事業者の勧めた契約を結ぶかどうかや、どの事業者と契約するかを原則として自由に選ぶことができます。もちろん契約を断ることもできますが、一旦契約を交わしてしまうと、お互いにその内容を守らなければならず、一方的にやめたり変更したりすることはできません。



お店で商品を買うのにいちいち契約書を交わすことはしません。契約は「申し込み」と「承諾」で成立するので、口約束でかまわないのです。書類にサインをしたり、印鑑を押したりするのは、契約内容を確認するという意味であり、また「確かに契約しました」という証拠を残すためです。

《契約に関する法律》

契約は「法的な責任が生じる約束」です。よって法律に基づいてさまざまな取り決めがされています。

1　民法

未成年者が契約をする場合、原則として、法定代理人である親権者（親など）の同意が必要です。

未成年者と契約しようとする相手は、その内容を親権者に説明し同意を得て契約しなければなりません。同意がない場合には、その契約は未成年者本人か親権者が取り消すことができます。

ただし、次のような場合には契約を取り消すことはできません。

- おこづかいの範囲内の契約の場合
- 「成人です」とウソをついて契約をした場合
- 親権者の印鑑を勝手に持ち出して「契約書」または「同意書」を作成した場合
- 契約時、結婚している場合

※令和４年（2022年）４月１日から成年年齢が18歳に変わりました。

令和４年（2022年）４月１日から成年年齢の引き下げで変わるもの・変わらないもの

18歳からできること	20歳のまま変わらないこと
◆親の同意なしでの契約 ・クレジットカードを作る ・ローンを組む ・携帯電話の契約 ・ひとり暮らしの部屋を借りるなど ◆10年間有効なパスポートの取得 ◆公認会計士や司法書士など国家資格の取得 ◆結婚（男女とも１８歳に統一） ◆性同一性障害の人の性別変更申し立て など	◆飲酒・喫煙 ◆競馬や競輪、オートレースなどの公営ギャンブル ◆中型自動車免許等の取得 ◆養子をとること ◆国民年金保険料の納付義務 など

独立行政法人国民生活センター「くらしの豆知識」2021年版より

2　消費者契約法

消費者と事業者の間には情報の「質」「量」「交渉力」に差があります。たいていの場合、事業者側が有利になりますので、その差を埋めるために決まりを設けています。

取消し

不当な勧誘により締結させられた契約は、後から取り消すことができます。

例）店で消費者が何度も帰りたいことを伝えているのに、勧誘を続けて契約させた場合

無効

消費者の利益を不当に害する契約条項は無効となります。

例）「販売した商品については、いかなる理由があっても、ご契約後のキャンセル・返品はできません」などの一方的な条項

消費者庁リーフレット「不当な契約は無効です！－早分かり！消費者契約法－」（平成31年（2019年）２月改訂版）より

3　特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という）

特定商取引法とは、消費者トラブルがおこりやすい特定の取引形態（訪問販売、電話勧誘販売、訪問購入など）に対してトラブル防止のルールを定め、事業者の違法・悪質な勧誘行為などを規制する法律です。

契約について

《さまざまな悪質商法》

名称	主な商品・サービス	主な販売方法と特徴や問題点
キャッチセールス	エステティック、アクセサリー、絵画	駅や路上でアンケート調査など販売目的を隠して近づき、喫茶店や営業所に連れ込み、商品やサービスの売買契約をさせる。
アポイントメントセールス	教養娯楽教材、レジャー会員権、パソコン関連商品、アクセサリー	ＳＮＳ等で「あなたが当選した」「会ってお話ししたい」などと販売目的を隠したり、あるいは有利な条件で取引できると喫茶店や営業所に呼び出したりして、商品やサービスを売りつける。異性間の感情を利用したものを「デート商法」ともいう。
ＳＦ（催眠）商法	布団、磁気マットレス、電気治療器、健康食品	日用品のプレゼント、安売りや講習会の名目で人を集め、閉め切った会場で限られた数の粗品を配って、雰囲気を盛り上げて興奮状態にして、最後に高額の商品を売りつける。
点検商法	リフォーム（屋根工事、床下換気扇など）、浄水器、布団、消火器、火災保険を使った住宅修理、排水管洗浄	「点検に来た」と訪問し、修理不能、危険、期限切れ等、事実と異なることを言って、必要のない商品・サービスを売りつける。公的機関の職員をかたることもある。
マルチ商法（ネットワークビジネス）	電話機、ファクシミリ、浄水器、化粧品、健康食品	商品やサービス利用権を購入したうえ、商品の買い手を探し、買い手が増えるごとにマージンが入り、自分の系列に加入者を増やすごとに大きな利益が得られるというもの。売れない商品を抱え、利益どころか友人をなくすなど問題が多い。インターネットのコミュニティサイトを通じ、知合ったばかりの人から紹介され契約するケースもある。
架空・不当請求	情報料、登録料（アダルトサイトなど）	携帯電話やパソコンの電子メール、はがき、封書などにより、全く身に覚えのない請求がきたり、着信メールを開いたりネット検索中に問題のあるサイトにつながり会員登録され、請求されるなどといった場合がある。裁判所などの公的機関をかたる場合もある。
詐欺サイト（インターネットトラブル）	商品一般	インターネットを利用した通信販売などで、「代金を前払いしたが、商品が届かないので連絡しようとしたら、ホームページがなくなっていた」などのトラブルがある。
ネガティブ・オプション（送りつけ商法）	健康食品、雑誌・書籍、ＤＶＤソフト、パソコン関連商品	注文（申し込み）をしていない商品を一方的に送りつけ、商品を受取った以上、支払わなければならないと勘違いして支払うことを狙った商法。代金引換郵便等を悪用するものもある。また、福祉目的をうたい寄付と勘違いさせることもある。

《若者に多い契約トラブル》

名称	主な商品・サービス	主な販売方法と特徴や問題点
タレント・モデル商法	レッスン料	エキストラのオーディションなどに応募すると、事務所所属を持ちかけられ、登録料や写真撮影代、レッスン料支払いを求められる。しかし仕事の紹介がなく、収入が得られない。
情報商材	マニュアル	ネットビジネス（通信販売、アフィリエイト）などで儲かる方法を教えるなどとして、内容のないマニュアルをダウンロードさせ、高額な請求をするもの。マニュアルそのものを販売するよう指示されることもある。
副業・出会い系サイト	ポイント	利用者の悩みを聞くことで報酬が得られる。友人になってほしいなどの誘い文句でサイト登録し、報酬をもらうためや相手との個人情報交換手続きのためにポイントを購入する。手続きが何度も失敗し高額な支払いになる。
定期購入	健康食品、化粧品	「お試し」などと称して安価で商品を購入できるが、その後数か月または数回にわたり商品の購入を求められ、解約もできず、結局高額な支払いをすることになる。
オンラインゲーム	有料アイテム	オンラインゲーム内で順位を上げたり、ゲーム仲間と交換したりするためのアイテム。有料だが少額であるため、つい買いすぎてしまい高額請求を受けることになる。

事例

架空請求



このように、はがきや封筒、電子メールなどで、身に覚えがない請求を受けた場合、支払い義務はありません。**安易に問い合わせをせず、根拠のない請求には一切応じず無視しておきましょう。**念のため請求メールは保存しておきます。

他にも、サイトにアクセスした事実のない不特定多数の人が、請求メールやＳＭＳを送りつけられるという事例も多発しています。メール送信元としては、実在するショッピングサイトやオンラインゲーム運営業者のサイト名のほか、実在する銀行、クレジットカード会社などの金融機関や宅配便などの配送業者を名乗ったものもあります。

ネットショッピングの利用したことがあるとショッピングサイトはもちろん、金融機関や宅配便ともかかわりがありますので内容を見てしまいますが、これらのＳＭＳに記載されたＵＲＬにアクセスしたり表示されたフォームに入力したり、確認のメールや電話をすると、知らない業者などに個人情報を伝えることになります。

覚えがなければ無視し、金融機関や配送業者などに問合せるときは、必ず公式サイトなどで連絡先を確認してからにしましょう。

事例

詐欺サイト（ネットショッピング）



ネットショッピングで見つけたお気に入りのバッグ。なかなか探しても店では見つからなかった商品なので、購入しようと思い、代金を振込みました。

でも、数日後、欠品したので注文をキャンセル、コード決済で返金するというメールが。

メールの指示どおり、ＳＮＳの友達登録をして、コード決済アプリで手続きを取ったのですが…。返金ではなく、自分のお小遣いを送金していました。

近年、お店に行かなくてもインターネットで家にいながら何でも購入できるようになってきました。食料品でさえ、近所のスーパーから配達してくれるところもあります。高齢者や小さな子どものいる家庭では便利なサービスです。その一方で、ネットショッピングでのトラブルが増加しています。

例えば　・代金を支払ったのに、商品が届かない

・掲載されていた写真と届いた商品との差が大きい

・キズ、汚れが著(いちじる)しい

・注文したものと全く違う商品が届いた　などです。

最近では、欠品した注文品の返金をコード決済で行うとして、送金させる二重の詐欺被害も発生しています。友人間の送金のように見せかけるので、コード決済業者から返金されるということはありません。

注文先が海外業者であるケースもあり、被害回復は難しいので十分注意しましょう。

ネットショッピングは、特定商取引法（２ページ参照）上、通信販売（ネットやテレビ・雑誌等を見て、自らネット・電話などで申し込む取引）に分類されます。

通信販売には、クーリング・オフ制度が適用されません。その代わりに、返品の可否や内容を消費者に分かりやすく表示することが、法律によって義務付けられています。

安全にネットショッピングを楽しむには、まず信頼できる業者、サイトであるかどうかを判断することが大切です。ジャドママークを確認するのもよいでしょう。

ジャドママーク

日本通信販売協会正会員のマーク。

会員は協会の倫理綱領や特定商取引法を順守しています。

日本通信販売協会では「通販 110 番」という消費者相談窓口を設置していて月曜日から金曜日まで相談を受け付けています。

協会の会員である、ないの区別なく、通信販売に関する相談を受け付けてもらえます。

ジャドママーク

事例

定期購入



通信販売では、あらかじめ契約や返品の条件が決まっています。

条件は、サイト内にある「利用規約」、「会社概要」や「特定商取引法に基づく表示」などに表示されています。購入前に価格だけでなく、他の条件も見て申し込むかどうかを決めましょう。

「定期しばりなし」「１回限りで解約」という条件で契約したつもりでも、「さらにお安く」「さらにお得」という条件に乗換えた場合、定期購入となることもあります。

申し込みを確定する前に、契約内容を表示した確定画面の内容で定期購入になっていないかよく見ましょう。

事例

サブスクリプションサービス

（スマホ契約オプション）



携帯電話の機種変更や料金プランの見直しに行ったとき、有料アプリの登録を勧められました。登録することで携帯電話基本料金等の割引が受けられ、しかも初月のアプリ料金は無料。初月で解約すれば実質無料で割引が受けられると説明されたので登録しました。

でも、解約方法がわからず、有料アプリ自体を削除（アンインストール）しました。それでも料金請求があり、携帯電話ショップに相談しても解約方法がわからないと言われてしまいました。

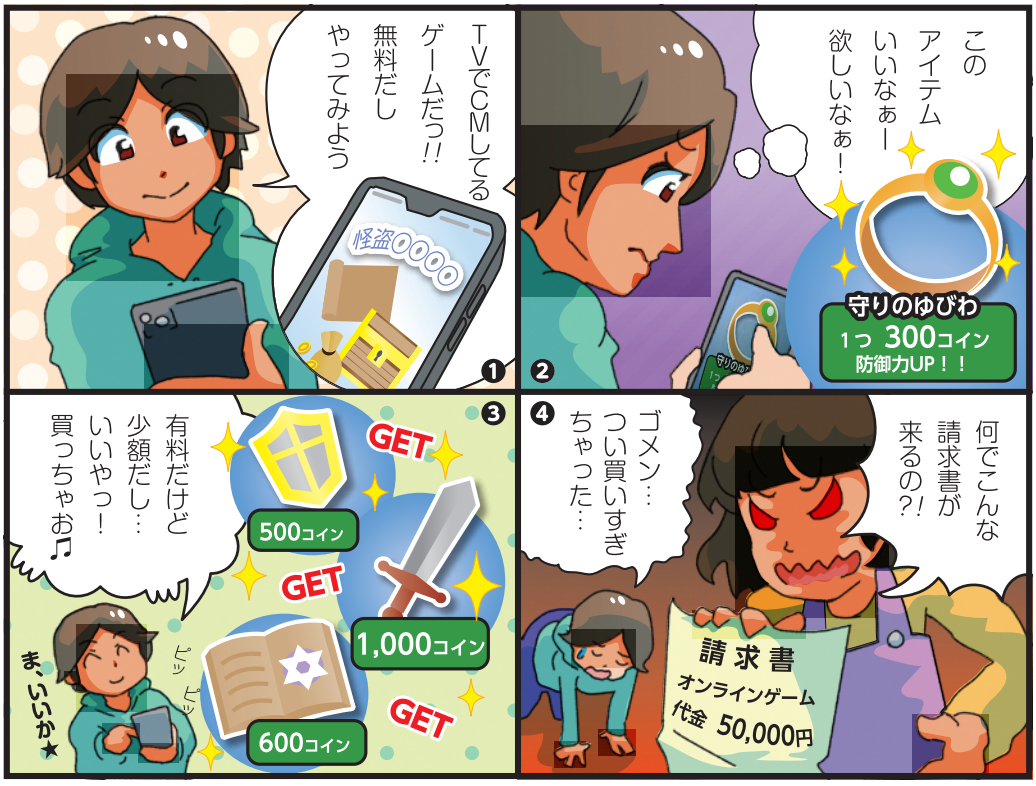
この有料アプリはサブスクリプションサービス（サブスク）といわれるものです。これは月額や年額といった定額料金を支払うことで、一定期間、商品やサービスを利用できるしくみで、オンライン配信の音楽、動画、電子書籍、服や家具家電のレンタル、飲食店の利用など様々なサービスに広がっています。便利ですが、利用しなくても支払いが続いたり解約手続きが分からなかったりしてトラブルになることがあります。解約後も商品等が手元に残らないので、申し込み前に本当に必要かよく考えましょう。

事例 オンラインゲーム（課金トラブルなど）

オンラインゲームとは、インターネットを通じて見知らぬ人とも一緒に遊ぶことができるゲームのことです。トランプ、釣りといった単純なものからロールプレイングなど、様々な種類があり、大人から子どもまで楽しむことができます。これらは SNS、チャット、掲示板といった機能を兼ね備えていることが多く、ゲームを通じて見知らぬ人と交流することになります。

近年、ゲーム内のアイテムや通貨を現実に売買する市場が成立していて、レアアイテムや時間をかけて集めた大量の通貨などが実際に取り引きされています。これ自体は法律に違反することではありませんが、お金に換えるために、他人の ID とパスワードを盗み、不正なアクセスによってゲーム内のアイテムや通貨を奪(うば)いとる「アカウントハック」という犯罪が増えています。悪質サイトへの誘導や、「アイテムをあげるから会おう」「アイテムを買えば強くなれるよ」などといった誘いには特に注意しましょう。（アイテムや通貨の取引は、ゲーム会社が利用規約で禁止していることが多く、取引をして被害に遭ったとしても補償はされず、強制退会になる可能性もあります。）

また、ゲームの中のアイテムが必要なため、勝手に親のクレジットカードを使い高額な請求をされるような課金トラブルも増えているので、利用に際しては、家族と話し合い金額の上限などのルールを決めるとよいでしょう。



契約について

《悪質商法への対処法》

被害にあわないために

さまざまな悪質商法による被害は、決して他人事ではありません。消費者一人ひとりが日ごろから社会動向に注目し、確かな選択をすることが大切です。

1）被害にあわないために

被害にあわないために次のようなことに注意しましょう。

○個人情報（家族構成など）や財産の状況はむやみに教えない。
○うまい話や甘い誘い文句には、思わぬ落とし穴があったりするので注意をする。
○相手（セールスマンなど）の訪問や電話の目的を確認する。特に電話勧誘では、相手の身分や連絡先を聞いて、必要ならこちらから電話すると伝えて一旦電話を切る。
○「考えます」「相談してみます」のようなあいまいな返事はせず、いらないものは「断ります」「いりません」などときっぱりと断る。
○迷ったときは、その場で契約せず家族などに相談する。
○契約するときは、相手の説明と契約書の内容が一致しているかを確認する。
○契約書には簡単にサイン（署名）などしない。契約した場合は契約書を保管する。
○お金を支払ったときは、領収書をしっかりと保管しておく。
○訪問販売や電話勧誘で契約しても、よく考えて必要がないと思ったときは、クーリング・オフ制度を活用する。
○契約について困ったり、心配になったときは、すぐに生活情報センターくらしかん（消費生活センター）に相談する。

2）不審に思ったら

生活情報センターくらしかんなど都道府県や市町村の各消費生活センターでは、消費生活に関する相談を聞き、問題解決のためのお手伝いをしています。不審に思うことや、よくわからないことがあればすぐに相談しましょう。

また、生活情報センターくらしかんや各地の消費生活センターでは、それぞれが連携しながら消費者への情報提供や講座などの消費者啓発、消費生活相談など、さまざまな取組みを行っています。（生活情報センターくらしかんの詳細は 29 ページ）

《クーリング・オフ制度》

クーリング・オフとは「頭を冷やす」という意味です。「特定商取引法」にある規定で契約を交わした後、考え直して「やっぱりやめよう」と思ったとき、理由を問わず一方的に申し込みの撤回や契約の解除ができる制度です。

特定商取引法（2ページ参照）では「クーリング・オフについて記載された契約書面を受け取った日」から一定期間、無条件解約が認められています。

期間は取引内容によって異なり、訪問販売や電話勧誘販売などは８日間ですが、連鎖販売取引（マルチ商法）では 20 日間となっています。書面を渡されたらその内容をよく確認し、クーリング・オフをするのであれば、すぐに手続きをしなければなりません。



ただし、お店に出向いて商品を購入した場合や通信販売での取引はクーリング･オフができません。その他にも契約金額が 3,000 円未満の場合や化粧品・健康食品などを使用または消費したものはクーリング・オフができませんので、十分な注意が必要です。

クーリング・オフ一覧表

取引形態	適用対象	期間
訪問販売	事業者の訪問による点検商法や営業所店舗以外の場所によるキャッチセールス、ＳＦ商法など	８日間
電話勧誘販売	業者からの電話勧誘によって申し込んだ契約	８日間
連鎖販売取引	マルチ商法による取引（健康食品、化粧品、浄水器など）	２０日間
特定継続的役務提供	エステティックサロン、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、美容医療（ただし、契約期間が１か月または２か月を超え、金額が５万円を超えるもの）	８日間
業務提供誘引販売取引	内職商法（仕事の紹介や仕事に必要などと言って商品を購入させたりサービスを受けさせたりして金銭的負担をさせる契約）	２０日間
訪問購入	事業者が消費者の自宅等を訪問して商品の買い取りを行う、いわゆる「押し買い」	８日間

クーリング・オフの方法

クーリング・オフは書面・電子メールなどで行うことになっています。口で言っただけでは、後から「聞いていない」「８日間を過ぎていた」などと言われトラブルが発生する危険があるためです。

・はがきに契約年月日、商品名、金額、会社名と契約を解除する旨を書きます。
・会社代表者宛に簡易書留か特定記録郵便で送付します（発信日の証明になります）。
・はがきの内容（表・裏とも）は、コピーを取って、手元に残しておきます。
・解約する理由を書く必要はありません。
・信販（クレジット）契約がある場合は、信販会社にも同様にはがきを送付します。

□□□-□□□□

○○市○○町○丁目○番○号

○○○株式会社　代表者様

契約解除通知

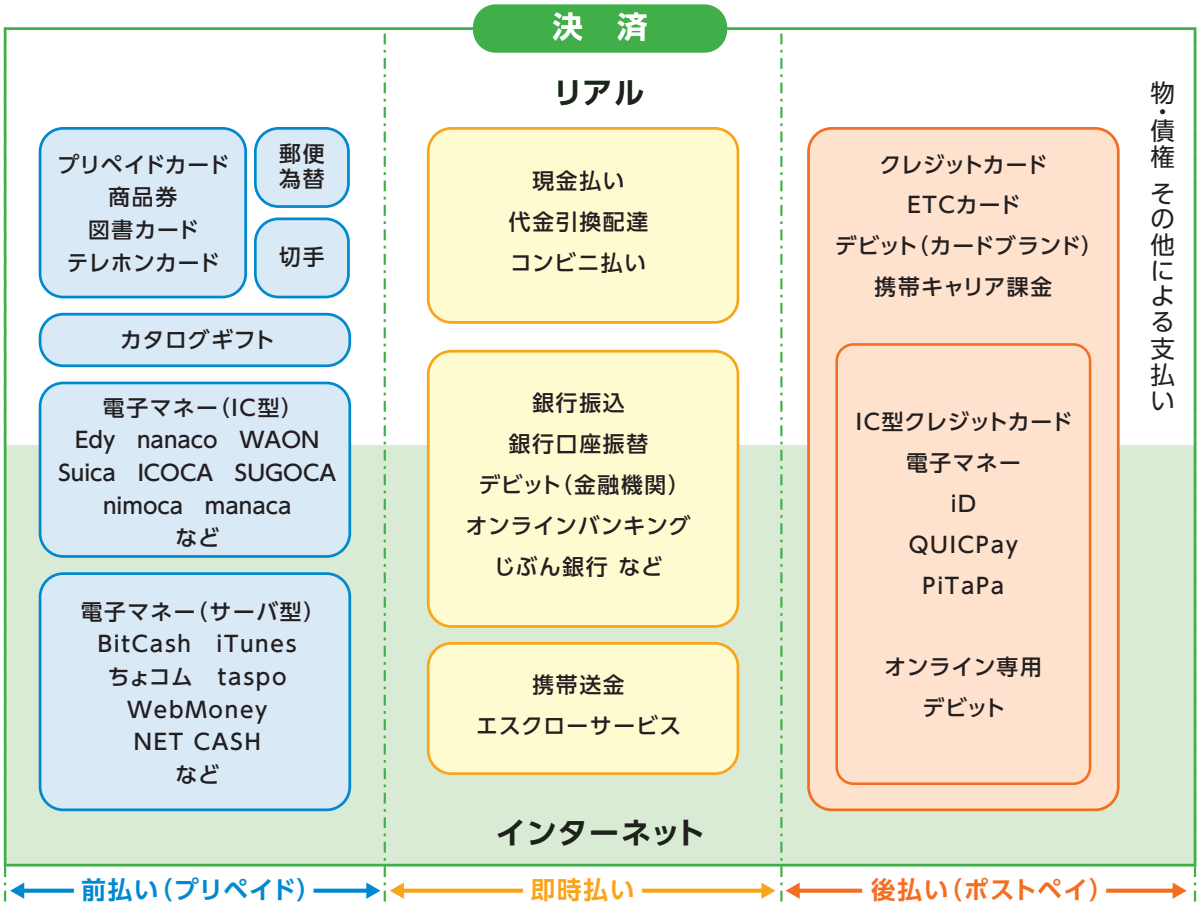
契約日：
商品・サービス名：
契約金額：
販売店名・担当者：

上記契約を解除します。
なお、お支払いした代金○○円を至急返金し、商品をお引き取りください。

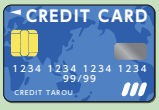
令和　年　月　日
住所：
氏名：

キャッシュレス決済について

《さまざまな支払い方法》



《主なカードの種類と機能》

前払い 	プリペイドカード 図書カード 商品券 電子マネー※	先に代金を支払ってカードを購入し、その金額分の買い物やサービスの利用ができるカード。また、カードに繰り返しチャージ（入金）して、何度でも支払いに利用できるカードもある。
即時払い 	デビットカード	商品の購入やサービスを利用するとき、自分の預貯金口座から直接支払いできるカード。
	キャッシュカード	自分の預貯金口座から預貯金を出し入れできるカード（最近では、複数の機能を持ち合わせたカードもあります）。
後払い 	クレジットカード 電子マネー※	手元に現金がなくてもサイン（署名）または暗証番号入力だけで買い物ができ、消費者の信用をもとに代金を後で支払うことができるカード。クレジットとは「信用する」という意味。

※電子マネーとは、現金を使わずに電子化したデータで、商品やサービスの支払いをすること

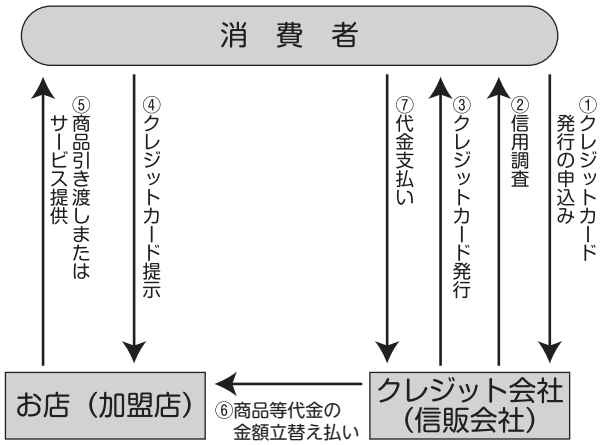
《クレジットカード決済とは》

クレジットカードを使って行う支払い方法です。あらかじめ支払いに使う預貯金口座をカードに紐づけし、カード会社が決めた日にちに支払代金をまとめて引き落とします。

クレジットカードのしくみ

クレジットカードのしくみは次のとおりです。

消費者が①クレジット会社にカードの発行を申し込むと②クレジット会社による消費者の信用調査があり③問題がなければカードが発行されます。そして④消費者がお店などでカードを提示して⑤商品やサービスを受けると⑥まずクレジット会社が代金をお店に支払います。そして後日⑦消費者がクレジット会社に代金を支払います。



つまり、消費者はクレジット会社に借金をして買い物をすることになります。

自分の収入以上にカードを無計画に利用し、借金返済のための新たな借金（多重債務）をすると返済ができなくなり、生活が成り立たない状態に陥(おちい)ります。しくみを正しく理解し、計画的に利用することが大切です。

クレジットカードの注意点

クレジットカードは、簡単に買い物ができたり、お金を借りたりできる便利なものです。しかし、一方で多数のカードを使って借金を返せなくなった、カードを落としたり盗まれたりして不正に使用されてしまった、名義を貸したためにクレジット会社から身に覚えのない請求を受けたなどのトラブルが急増し、大きな社会問題になっています。

クレジットカードの支払い方法

一括払い	買い物をした翌月または翌々月に一括で支払う。（手数料無料）
分割払い	3 回以上に分割して支払う。通常は 3 回払い、6 回払い、12 回払いなどがあり、カードを利用するごとに支払い回数を決めるので、支払い終了時期を決めることができる。（手数料有）
リボ払い	毎月の支払額をあらかじめ指定し、一定の金額を支払う。毎月の支払い額は増えないが、カードを使えば使うほど支払い回数が増え、手数料が高くなる。

トラブルを防ぐには

- クレジットカードが届いたら、必ず裏面に自筆でサイン（署名）する。
- 絶対に他人に渡さない。
- サイン（署名）をするときは、商品名と金額を確認する。
- 支払いが終わるまで、売上伝票の控えは保管し、1 か月後位に届く利用明細書を確認する。
- カードを紛失または盗難にあったときは、すぐにクレジット会社に連絡し、最寄りの警察署に届け出る。（あらかじめクレジット会社名と電話番号を控えておく。）

キャッシュレス決済について

《スマホ決済とは》

キャッシュレス決済の1つで、スマートフォンにインストールした専用アプリを利用する決済方法で、クレジットカードと同様に「前払い」「即時支払い」「後払い」といった3種類の支払い方法があります。

スマホ決済のしくみ

スマホ決済は、スマートフォンを読み取り機にかざす非接触型、QRコードなどを読み取るコード型と大きく分けて2種類あり、非接触型はあらかじめクレジットカードや電子マネーの情報をスマートフォンに登録、コード型はあらかじめ専用アプリに銀行口座やクレジットカードを登録しておく方法が一般的ですが、コンビニ端末などからチャージできるものもあります。

非接触型	コード型（二次元バーコード・QR コード）	
スマートフォンを読み取り機にかざして支払う 	スマートフォンの画面にコードを表示させ、店舗の端末に読み取らせて支払う 	消費者が店舗に設置されたQRコードをスマートフォンで読み取って支払う 

スマホ決済の注意点

買物の支払いで「○○ Pay（ペイ）」と呼ばれるスマホ決済ができるお店が増えています。簡単にアプリで登録でき、便利で使いやすい決済方法ですが、様々な問題が生じています。スマートフォンを紛失して電子マネーが勝手に使われたり、キャンセルした商品の代金が取り消されず請求されたりしたなどのトラブルが発生しています。トラブルを防ぐためには、注意事項を事前にしっかり確認して、アプリ運営会社や登録したクレジット会社にすぐ連絡できる体制をとっておきましょう。

トラブルを防ぐには

- スマートフォンで決済した金額は、必ずその場で確認し、レシートなどの利用履歴を必ず残す。
- スマートフォンを紛失した場合に備え、利用の停止方法などを事前に確認しておく。
- スマートフォンを紛失しときは、すぐにアプリの運営会社やアプリを登録したクレジット会社に連絡する。
- 中古スマートフォンとして売却する場合は、データの初期化やクレジットカード情報などを削除する。

スマホ決済の送金機能

スマホ決済は送金機能も備えています。送金方法は銀行振り込み、またはアプリを利用した個人間送金に大別されます。銀行振り込みでは銀行アプリの「振込・送金」機能を利用して、送金先の銀行名や支店名、口座番号を入力して送金します。個人間送金では、送金したい相手のＩＤまたは携帯電話番号、送金額を入力して「送る」ボタンをタップして送金します。ＱＲコードを読み取って送金する方法もあります。

アプリを利用した個人間送金は、事前にアプリをダウンロードしてアカウントを作成したり、送金したい相手を登録したりする必要があります。個人間送金はその言葉どおり個人のお金のやり取りです。スマホアプリを使っていても、お財布を開いて相手にお金を渡すことと同じだと意識しましょう。

事例 フィッシング詐欺



実在のサービスや企業をかたってメールやＳＭＳから偽サイトに誘導して、消費者の個人情報を盗んだり、ウイルス感染させたりする詐欺のことです。メール送信元としては、実在するショッピングサイトやオンラインゲーム運営業者のサイト名のほか、実在する銀行、クレジットカード会社などの金融機関や宅配便などの配送業者を名乗ったものもあります。

入力を求められる情報としては、次のようなものがあります。

・暗証番号を含めた金融機関の口座番号やクレジットカード番号
・住所、氏名、電話番号、生年月日
・電子メールやインターネットバンキング、ＳＮＳアカウント等のＩＤ、パスワード等
・運転免許証、マイナンバーカード、乱数表等の画像情報

情報を盗まれると、アカウントを乗っ取られてお金を奪われたり、購入・利用した覚えのない商品・サービス代金を請求されたりします。ウイルス感染してしまうと、パソコンやスマートフォンに登録された電話帳などの情報が盗まれたり、自分のパソコンやスマートフォンがフィッシングメールやＳＭＳの発信源になってしまったりすることもあります。

届いたメールなどに覚えがなければ無視し、金融機関や配送業者などに問合せるときは、必ず公式サイトなどで連絡先を確認してからにしましょう。

《情報社会と消費者》

スマートフォンやパソコンの普及により、私たちの暮らしはとても便利になりました。その反面、膨大な情報に振り回されて、さまざまなトラブルに巻き込まれる危険性も増えています。日常生活において、本当に必要な情報を選択し、上手に活用することが大切です。

また、ホームページやブログなど、自分で簡単に情報発信ができるようになりました。その中で、個人情報、プライバシーや著作権の保護、人権侵害について考えるなど、情報モラルを養うことが重要になっています。

情報セキュリティ

インターネットを利用する場合、コンピューターや自分の情報を守るために知っておかなければならないことがいくつかあります。これを情報セキュリティといいます。

私たちが生活している社会において、盗難や暴力といった犯罪が起きるのと同様に、コンピューター社会にも情報の盗難やシステムの破壊といった犯罪が起こります。

安全にインターネットを利用するためには情報セキュリティ対策が必要不可欠です。

個人情報の取り扱い

氏名、住所、電話番号、生年月日など、一人ひとりの人間に関する情報のことを個人情報といいます。インターネットは多くの人が利用するので、家族や友人も含め、これらの個人情報をむやみに書き込まないようにしましょう。

たとえば、自分でホームページをつくったり、閲覧した他人のホームページや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）（※ P17 参照）に登録するような場合も、慎重に行わなければなりません。不特定多数の人が閲覧できる SNS などでは、悪意を持った人がお金もうけのために個人情報を誰かに売ったり、犯罪に利用したりすることがあるためです。



また、特定のオンラインサービスで使用される ID やパスワードの組み合わせが盗まれて被害にあうケースもあります。同じパスワードを使いまわさず、定期的に変更するようにしましょう。その際、氏名や生年月日の使用は避けるなど、細心の注意を払って適切に管理することが大切です。

プライバシーの保護

プライバシーとは「個人の秘密」「他人に立ち入られない私生活上の自由」のことです。

したがって、個人の秘密はもちろん私生活での出来事や言動などを勝手に公開してはいけません。

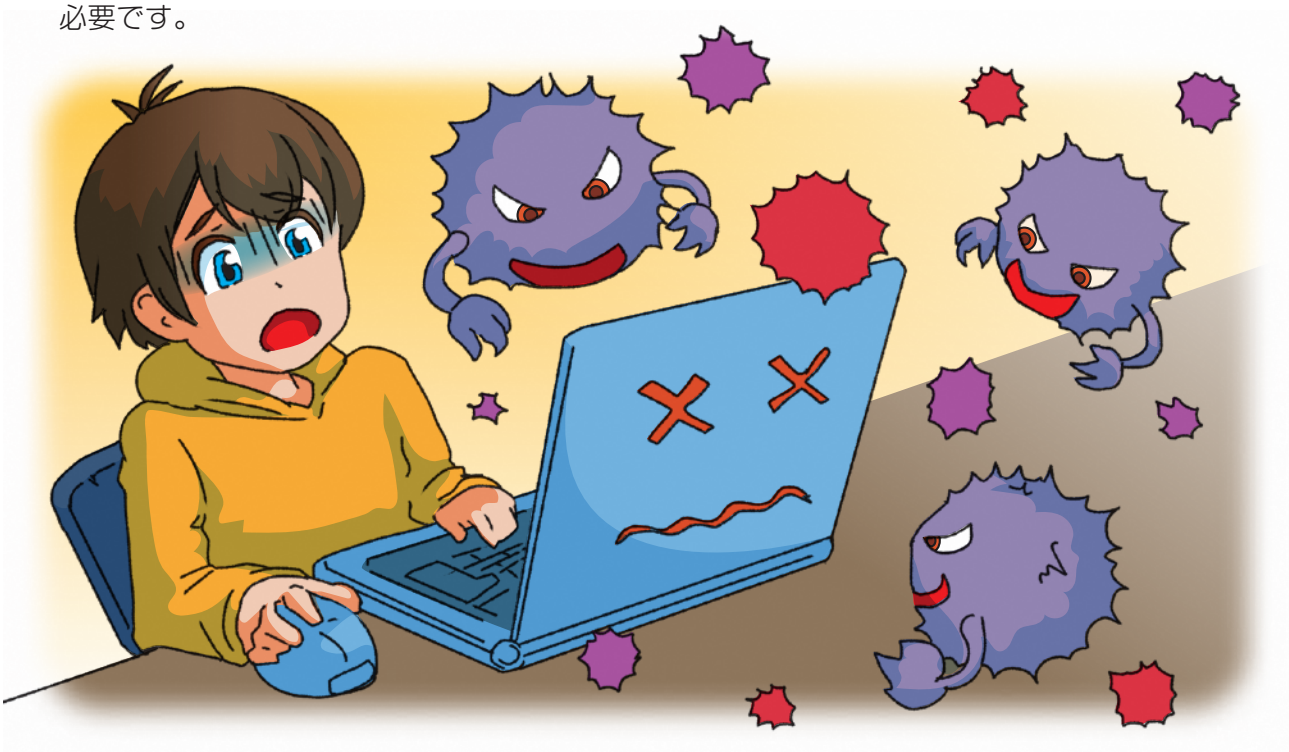
例えば、友人が自分の名前や学校名、昨日の学校での失敗を知らないうちに書き込んでいたとします。翌日学校で、その場にいなかったはずの人たちから笑われたり、からかわれたりしたら、どのように感じますか。人を不快な気持ちにさせる情報を公開することは、プライバシーの侵害にあたります。

また、電子メールにも重要な個人情報が含まれています。たとえ家族や親しい友人のものであっても、許可なく他人の電子メールを読むことはプライバシーの侵害にあたります。

ウイルス（コンピューターウイルス）

ウイルス（コンピューターウイルス）とは、故意に他人のコンピューターシステムを破壊したり、社会を混乱させたりすることを目的につくられたプログラムのことです。人や動物に感染する病原体と同様に、感染したコンピューターから別のコンピューターへと、このプログラムを移動させてしまうことからこのように呼ばれています。ウイルス対策ソフトなどを使って対策をしても、さらにその上をいくように手口は巧妙化し、さまざまな手法を組み合わせて感染していることに気づきにくくしています。

インターネットを安全に利用するため、また他人のコンピューターに被害を及ぼさないためにも、最低限のマナーとしてパソコンやスマートフォンにはウイルス対策ソフトを入れておくことが必要です。



《SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）（ソーシャルサイト）》

コメントなどのコミュニケーション機能を持つブログや掲示板などを含めた、人と人との繋(つな)がりをサポートするコミュニティ型の登録制サービスのことをいいます。

友達と実名やニックネームでコメントや画像を共有するサービスと、知らない人を含めた多くの人との繋がり、情報交換をするサービスなどが人気です。最近では動画を共有したり、ライブ画像を共有したりするサービスなどへと発展しています。

●人気の SNS

スマートフォンが爆発的に普及した理由のひとつに、SNS の存在が大きく影響しています。SNS とは、利用者間を結びつけ、お互いに情報共有しようというものです。自分の同級生や遠くに住む友達などの情報を、いつでも見ることができる楽しくて便利なサービスです。多くの人たちは、このサービスを提供するアプリをダウンロードして利用しています。ではなぜ、この同級生や友達を見つけ出せるのでしょうか。それは、**アプリの会員を増やすしくみ**にあります。一部のアプリでは、アプリをダウンロードする時点で電話帳などの個人情報の利用に同意すると、**自分のスマートフォンに登録している電話帳のデータをアプリ運営業者に自動的に送信し、電話帳繋がりで友達、知り合いを結びつけるしくみになっています。**相手も同じアプリを持っていると繋がり、承諾すればやり取りが可能となります。自分の電話帳にとどまらず、繋がった相手の電話帳のデータも参照され、友達の友達として電話番号を知らない同級生とも連絡ができるようになり、多くの友達を作ることができます。

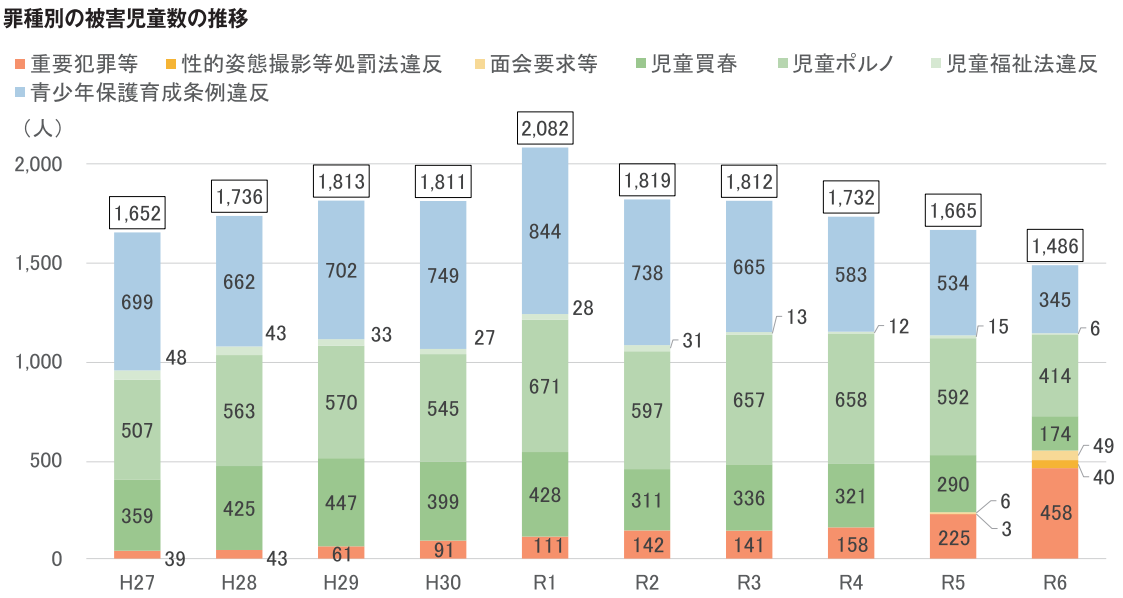
しかし、繋がりを持つためには電話帳のデータをアプリ運営会社に提供する必要があり、交友関係が見えてしまうことへの不安を感じる人もいます。**自分のスマートフォンから電話帳の記録を削除しても、アプリ運営会社に提供した電話帳の記録は削除されません。**別れた恋人の名前をアプリ上から削除できないことが、今後の人間関係にも影響することを理解していないと、個人情報の漏えいというだけでは済まず、将来の生活にまで影響を及ぼし、トラブルにつながる可能性があります。別れた恋人からストーカー被害をうけてしまうト

ラブルが急増しているのはソーシャルサイトの繋がりが起因している場合が多く見受けられます。**ソーシャルサイトの設定事項を理解して使用し、必要以上の繋がりを持たないことや、必要のないことまで書かない意識が必要です。**

また、友達の友達として多くのネットワークを築くソーシャルサイトに、何気なくつぶやいたり写真を投稿したりすると、思わぬ人物と繋がりトラブルになることがあります。

友達だけに公開した情報だと思っていても、友達の友達をたどることにより、すべての会員は繋がるのです。**書き込んだ情報は永遠に消えないのだと意識していないと、大きな落とし穴に落ちることとなってしまいます。**

●ＳＮＳによるトラブル



出典：警察庁ホームページ「なくそう、子供の性被害。」

・平成20年（2008年）の出会い系サイト規制法改正により出会い系サイトに児童（18歳未満）を対象として書き込みをすることが禁止されました。それ以降、被害児童数は減少しましたが、その反面、青少年のスマートフォン等の所有・利用状況の増加にともないＳＮＳによる被害児童数は、平成26年（2014年）以降増加傾向にあり、令和５年（2023年）まで高い水準でおおむね横ばい状態でした。令和6年（2024年）の被害児童数は、前年から約10.7%減少しましたが、重要犯罪（不同意性交、不同意わいせつ等）が2倍ほど増加しています。

事例①

原因 SNSに個人を特定できる情報を投稿

結果 掲示板に公開されて嫌がらせを受ける



中学１年生（女子）のＡさんは、親友と撮った写真がうまく撮れたので、ＳＮＳに載せました。その際に、名前や中学校名を一緒に書いてしまいました。

数日後、Ａさんは画像掲示板に、Ａさんの写真が掲載されていると聞き、確認すると、写真と電話番号、でたらめな内容まで書き込まれていました。その結果、Ａさんに嫌がらせの電話が毎日かかってくるようになりました。

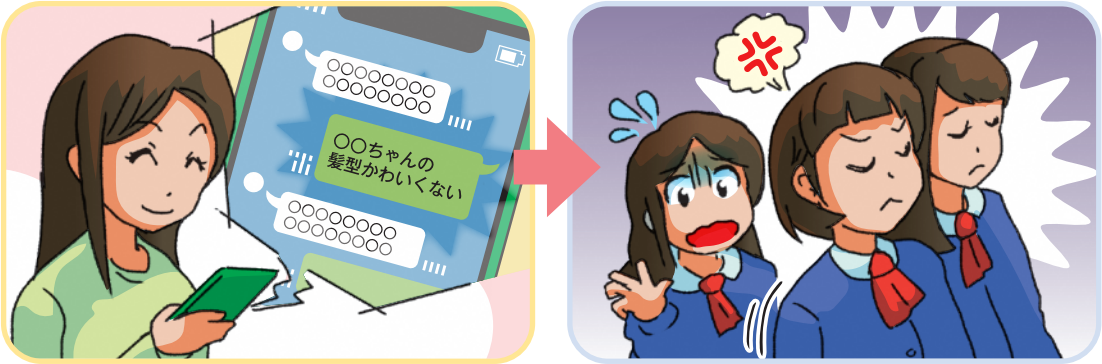
「ＳＮＳやプロフィールサイトは、自分の友達しか見ていない」と考え、個人情報を掲載してしまう場合が多いですが、ＳＮＳやプロフで発信した情報は、様々な人に見られる可能性があり、個人情報を掲載することは、非常に危険です。さらに、他人の写真を無断でインターネットに掲載することは、その人を危険にさらすことになります。もちろん、**写真の掲載許可がなければ肖像権の侵害になります。**

※携帯電話やスマホで撮影した場合、写真データに位置情報が記録できます。掲載の際には位置情報が記録されていないことを確認しましょう。

事例②

原因 無料通話アプリなどのグループトークでの誤解をまねく文字の書き込み

結果 一方的にグループから外されてしまい、いじめにあう



クラスの仲良し数人でやっているグループトークでＢさんは、書き込みの最後に「？」をつけ忘れたまま、スマホを置いてお風呂に入ってしまいました。

お風呂上りにスマホを見ると、「ひどい！」などの書き込みがあり、誤解を解こうとしても

反応がありませんでした。Ｂさん以外のメンバーは別グループを作り、Ｂさんをグループから外してしまいました。

複数の会話が並行して飛び交うため、グループトークは会話の流れが速く、文字によるコミュニケーションは感情や真意が伝わりにくい上、実際に会って話す中では本来思い留まるような内容の発言をしてしまうこともあります。直接話すなど誤解をまねくことのないように十分に注意しましょう。

事例③

原因 不審な無線LAN（Wi-Fi）アクセスポイントへ接続



結果 通信内容を盗み見られる



〈A君の通信内容〉
メール内容、アクセスURL、
書き込み内容　など

Ａ君は、友達から「インターネットを無料で利用できる場所がある」と教えてもらいました。Ａ君はその場所に行き、スマートフォンの無線ＬＡＮ（Wi-Fi）機能を利用し、友達とインターネットを楽しみました。

Ａ君が接続していたアクセスポイントは、接続者の通信内容を盗み見るために悪意を持って設置されたもので、Ａ君は、知らないうちに、通信内容を盗み見られていました。

スマートフォンには、携帯電話事業者以外の回線も利用できる無線ＬＡＮ（Wi-Fi）機能が搭載（とうさい）されています。通常は、ＩＤ・パスワードによる認証を行い、無線ＬＡＮ（Wi-Fi）のアクセスポイントに接続しますが、誰でも自由に接続できるアクセスポイントが存在します。単にセキュリティ設定がされていないものもあれば、悪意を持って設置されているものもありますので、無料だからといって、安易に利用してはいけません。携帯ゲーム機などから接続も可能ですし、携帯電話事業者が提供するフィルタリング機能が対応しない場合があるので確認しましょう。

※通信内容が盗み取られると氏名や住所、電話番号などの個人情報が悪用されたり、クレジットカード番号を不正利用されて多額の請求が届いたりする恐れがあります。

コラム

《違法ダウンロードの刑事罰化》

投稿動画などには著作権のあるものもあり、著作権のあるデータをダウンロードして「保存」すると刑事罰になります。保存せずストリーミング再生するなどして聞くようにし、ダウンロードするためのアプリをインストールする場合は事前に注意事項をしっかり読みましょう。



《知的財産権》

違法コピーして作ったCDやDVDは「海賊版」といい、偽(にせ)ブランド品とともに近年取り締まりが強化されています。音楽、小説、漫画、映画、写真、コンピューターソフトといった著作物や商品のシンボルであるロゴマークなどは**「知的財産」**といわれ、法律によってその使用は権利化されています。従って、これらを無断で不特定多数の人に向けて発信したり、お金もうけを目的に使用することは法律で禁止されているのです。これらを使用するには著作権者に許可をとらなければなりません。ただし、個人で使用することは可能です。

著作権とは知的財産権の一部で、知的財産権に含まれるものは、特許や商標などの「産業財産権」、人格権やパブリシティ権に基づく「肖像権」などがあります。知的財産権は現在、ネットの出現によって次々と不具合が生じてきています。ネット上にアップされる有名人の顔写真をすべてを取り締まっていてはキリがなく、二次創作物が爆発的に増加し表面化するなど、問題は山積みです。

《闇バイト》

SNS やインターネットの掲示板では、アルバイトなど仕事をしてくれる人を募集する投稿があります。しかし、どんな仕事をするのか具体的に書かれておらず、高額なバイト料を提示して募集する投稿は、犯罪の実行者を募る「闇バイト」です。

簡単に高収入が得られるならと応募して、強盗や詐欺といった犯罪に加わってしまい逮捕された人もいます。絶対に手を出さないでください。「闇バイト」に関わってしまったと分かったときは、警察に相談しましょう。（警察相談窓口 #9110）

これは、豊中市が作成した「インターネットと人権」についてのチラシです。

インターネットの SNS や掲示板は、人とのコミュニケーションを広げる便利な機能があり、その利用が進む一方で、人の権利を侵害してしまう事件が発生しています。

一旦書き込んでしまうと、その内容は広まってしまい、ネット上から完全に消すことは簡単なことではありません。

軽い気持ちで書き込んだことからトラブルとなり、昨日まで友達だったのに、加害者と被害者になってしまう可能性があります。



安易な書き込みで、ほかの人の人権を傷つけないよう、ルールやモラルを守って利用してください。

例）SNS に友達と一緒に写っている写真をアップする時には、友達の了解を取りましょう。
住所などのプライバシーに関する個人情報を漏らさないようにしましょう。

困ったことがあれば、一人で抱え込まず相談しましょう。



消費者の権利

私たち消費者が、健康で安全な生活をしていくことができるように、「消費者基本法」があります。この法律には消費者の自立を促すために、「消費者の権利」が述べられています。豊中市でも、「豊中市の消費者のくらしを守る条例」などにより、市民生活の安定と向上に努めています。

私たちはこれらの権利をよく理解して、よりよい暮らしを送るためにはどうすればよいかを考えましょう。また、正しい知識を身につけ、自分で考えて行動できるようになりましょう。



生活とは選択の連続だよ。どんなものを食べ、着て、楽しむのか正確な情報を選び、判断する権利と責任があるんだ。いらないものはきっぱり断る勇気も必要だね。

私たちの消費生活が、より安心で安全な商品やサービスを生み出していくのだから、責任重大ね。これからは環境のことも考えて、消費した後の廃棄についてもよく考えて買い物をしないといけないわ。



消費者基本法（2004年6月公布・施行）で、はじめて「消費者の権利」が明記されました。

消費者の8つの権利

① 安全が確保される権利
② 選択する権利
③ 知らされる権利
④ 意見が反映される権利
⑤ 消費者教育を受けられる権利
⑥ 被害の救済を受けられる権利
⑦ 基本的な需要が満たされる権利
⑧ 健全な環境が確保される権利

消費者の5つの責任

① 商品や価格などの情報に疑問や関心をもつ責任
② 公正な取引が実現されるように主張し、行動する責任
③ 自分の消費行動が社会に与える影響を自覚する責任
④ 自分の消費行動が環境に与える影響を自覚する責任
⑤ 消費者として団結し、連帯する責任

商品を選ぶときの注意点

私たちの身の回りには、さまざまな商品があふれています。商品についての正しい知識を身につけ、消費生活のあり方について考えましょう。

●必要性

すでに持っているものとのバランスなども考えて、自分にとって本当に必要なものかどうか判断するようにしましょう。

●価格

予算の範囲内に収まるように考えて選びましょう。

●置き場所などの確保

部屋の大きさや置き場所などを考えて選びましょう。

●購入する商品の決定

品質、安全性、性能、アフターサービス、環境への影響などを考えて選びましょう。

●購入する店の決定

品質の良い品揃えと公正な販売方法、納得のいく説明やアフターサービスなどをしてくれる店を選びましょう。



製品事故とPL法（製造物責任法）

取扱説明書をよく読んで、製品を正しく使っていても事故にあうことがあります。 PL 法は消費者の権利を守るための法律で、製品の欠陥が原因で人の生命・身体または財産に損害を受けた場合、製造者がその損害を弁償することを定めています。事故が起きたときや PL 法について知りたいことがあるときは、生活情報センターくらしかん（消費生活センター）へ相談しましょう。

保証書

取扱説明書をよく読んで製品を正しく使っていたのに故障した場合、保証期間内であれば、無償で修理してもらえます。保証書は必ず保管しておきましょう。

保　証　書

形名		製造番号	
お客様	お名前　　様 ☎		
	ご住所 〒		
取扱販売店名・住所・電話番号			
保証期間	お買上げ日 年　月　日より	本体は　　年間 ただし、消耗部品は除く	

・本書は、記載内容の範囲で無料修理をさせていただくことをお約束するものです。
・保証期間中に故障が発生した場合は、商品と本書をご持参のうえ、お買い上げの販売店にご依頼し本書をご提示ください。
・お買上げ年月日、販売店など記入もれがありますと無効です。記入のない場合はお買上げの販売店にお申し出ください。
・ご転居、ご贈答品などでお買上げの販売店に修理をご依頼できない場合は、製品に同梱（または取扱説明書に記載）しております「お客様ご相談窓口一覧表」をご覧のうえ、もよりのお客様ご相談窓口にお問い合わせください。
・本書は再発行はいたしません。大切に保管してください。

株式会社　○○○○

ＰＬ法（製造物責任法）による訴訟

近年に起きた訴訟問題

○乳幼児ベッドガード死亡事件

判　決　令和 6（2024）年 3 月 22 日　東京地裁
　　原告（消費者）一部勝訴
事件概要　乳児が転落防止用ベッドガードとベッドマットとの間に挟まり死亡
原　告　死亡した乳児の両親
被　告　ベッドガードの輸入販売会社
訴訟額　9300 万円

出典：消費者庁ホームページ「製造物責任法（ＰＬ法）による訴訟」

さまざまなマーク

商品や取扱説明書についているマークや表示には、安全性や品質、事故を防ぐために注意しなければならないことなどを示すさまざまなものがあります。商品を選んだり、使ったりするときにはマークを確かめましょう。

●国による安全基準を満たしている製品につけられるマーク※

PSCマーク		子供PSCマーク		PSEマーク	
					
レーザーポインター、ライターなど	乗車用ヘルメット、登山用ロープなど	乳幼児用ベッド	乳幼児用玩具	コード、コンセント、ブレーカーなど	冷蔵庫、洗濯機、テレビなど

※法律で、生命・身体に危害を及ぼす恐れが多い製品や電気用品については、これらのマークがない製品の販売が禁止されています。

●その他の機関による安全基準を満たしている製品につけられるマーク

SGマーク	STマーク	SFマーク
		
調理用品、スポーツ・レジャー用品など	14歳までの子どもを対象にしたおもちゃ	おもちゃ花火

●品質保証マーク

JISマーク

自転車、ノート、電子レンジなど

●事故を防ぐためのマーク

■おもちゃについているマーク



■電気製品についているマーク

表示例



注意・危険・警告


一般的な注意・危険・警告


感電注意

禁　止


火気禁止


接触禁止

強制（必ず守ること）


一般的な強制指示


電源プラグをぬく

「エシカル消費」ってなに？

エシカル (ethical) は「倫理的な」という意味で、「倫理的消費」ともいいます。人や社会への貢献や、地球環境などに配慮した商品やサービスを積極的に選んで消費することをいいます。生活が便利になり、世界中のさまざまな商品・サービスを消費できるようになった現在では、消費者にたどり着くまでの生産の過程や消費した後の廃棄過程の「つながり」が見えにくくなっており、商品やサービスの背景にある社会や環境に対する負担や影響を意識しないまま、大量の消費が行われています。「エシカル消費」では、消費者一人ひとりがこの「つながり」を意識し、社会や環境へ配慮した工程・流通で作られた商品・サービスを積極的に選び、消費した後の廃棄についてもしっかり考えて行動することをめざします。

世界みんなの共通目標「ＳＤＧｓ（エス・ディー・ジーズ）」との関係

エシカル消費の動きは、平成 27 年（2015 年）9 月に国連で採択された、世界が一丸となって取り組むための持続可能な開発目標「SDGs」の 17 のゴールのうち、特にゴール 12 に関連し、消費者の果たす役割として重要となっています。

「SDGs」は、世界中のすべての人が取り組む目標であり、一人ひとりの行動が社会を変える力となることで世界の問題解決へとつながります。





SDGs 12「つくる責任 つかう責任」は「持続可能な生産・消費形態の確保」として掲げられ「エシカル消費」と深く関係しています。このほか、SDGs の 17 の目標 1・4・8・10・12・14・15・16・17 も「エシカル消費」と関係しています。

持続可能な消費のために、わたしたちにできることって？

・必要なものを、必要なぶんだけ買う
・エコ商品やリサイクル製品を選ぶ
・障害者支援につながる商品を買う
・地産地消を心がける、被災地の産品を買う
・フェアトレード（※）商品を買う

図　エシカルに関する認証ラベルやマークの例



国際フェアトレード認証マーク



MSC 認証マーク「海のエコラベル」



FSC ®認証マーク「森のエコラベル」

このように、私たちにできることはたくさんあります。すべての消費行動で「エシカル消費」を実践するのは難しいかもしれませんが、まず「エシカル」な視点を持って買い物をするところから始めてみましょう。

（※）開発途上国で作られた作物や製品を適正な価格で継続的に購入することで、生産者の持続的な生活向上を支えるしくみ

豊中市立生活情報センター

くらしかん



生活情報センターくらしかんは、市民のみなさんが安全で、豊かなくらしを送るために、消費生活に関する情報の提供、消費者教育・啓発、契約のトラブルやクーリング・オフなどの相談業務を行っています。

また、豊中市における就労支援の拠点（きょてん）として、雇用就労に関する相談や各種講座の実施、各事業所への職業紹介、労働相談などを行っています。

豊中市立生活情報センターくらしかん

〒560-0022 豊中市北桜塚２－２－１

TEL　(06) 6858-5070（消費生活相談）
TEL　(06) 6858-6656（多重債務者生活相談）
TEL　(06) 6858-6861（就労相談）
TEL　(06) 6858-6863（労働相談）
FAX　(06) 6858-5095

- 休館日　毎月最終日曜日、12月29日～１月３日
- 開館時間　午前９時～午後９時

●消費生活相談（契約のトラブルや製品事故など）
相談無料　市内在住・在勤者
月～金曜日　午前９時～午後５時



●阪急豊中駅下車徒歩 約 850m
●阪急バス「北桜塚」「豊中市役所北」バス停下車

新・くらしのノート －情報・消費生活編－　中学校技術・家庭科用

平成23年(2011年) 3月31日　初版発行
令和８年(2026年) 3月31日　16版発行

発　　行　豊中市
編　　集　豊中市立小中学校教育研究会中学校技術家庭科研究会編集委員会
豊中市立生活情報センターくらしかん
〒560-0022　豊中市北桜塚２丁目２番１号
電話　06-6858-5073　FAX　06-6858-5095
編集協力　豊中市教育委員会



中学校	
１年　　組	（名前）
２年　　組	
３年　　組	